

平成十七年十月二十七日提出
質問 第三三四号

国立国会図書館近代デジタルライブラリー等のアーカイブ事業に関する質問主意書

提出者 川内博史

国立国会図書館近代デジタルライブラリー等のアーカイブ事業に関する質問主意書

一 国立国会図書館は、明治期に刊行された蔵書のうち著作者の死後五十年が経過し、著作権保護期間を満了したことが確認された出版物を「近代デジタルライブラリー」としてインターネット上でアーカイブを構築し、公開しているが、本事業に対して政府はその文化的意義をどのように評価しているのか、見解を問う。

二 レコード盤を始めとする録音物について、政府の所管する公的機関においてアーカイブを構築し、インターネット上で公開する予定はあるのか。

三 映画フィルムについては独立行政法人東京国立近代美術館フィルムセンターにおいてその収集・保存に当たっているものと承知しているが、将来的に公表後七十年が経過し、著作権保護期間が満了したファイルのアーカイブを構築し、インターネット上で公開する予定はあるのか。また、政府内において今後そうした事業を検討する必要性についてどのように考えているのか。

四の一 テレビ又はラジオの放送番組については平成十五年二月にNHKアーカイブスが開館し、施設内に限定して映像又は音声が来館者に公開されているが、英国では昨年五月、英国放送協会が過去の放送番組

をインターネット上で公開する計画を公表しており、NHKにおいてもインターネット上でのアーカイブ公開を検討すべきではないかと考えるが、政府の見解如何。

四の二 また、民間放送局の所蔵するテレビ又はラジオの放送番組についてもアーカイブ構築を計画すべきではないかと考えるが、政府の見解如何。

五 近代デジタルライブラリーとは別に「青空文庫」に代表される民間のアーカイブ事業にも優れた事業が存在するが、政府はこれらの民間のアーカイブ事業に対して助成や規制緩和などの形で支援を行うことは考えているのか。

右質問する。